

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
お休み
の翌日
を以て
する)

目次

◇告 示 町の区域の変更等(二件)

字の区域の変更

土地改良法による換地計画の適否の決定(四件)

土地改良法による換地処分(三件)

◇告 職業訓練法による技能検定の合格者

告示

鳥取県告示第二百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和

二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による四王寺地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十八年十一月二十一日現在の地番による。)
上神字杉井	上神字杉井の全域 上神字下山二 一〇九七の二
上神字下山二	上神字西田一〇〇〇の一部、一一〇一の二、一一〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
上神字下山二	上神字下山二のうち一〇九六の二、一〇九七の二から一〇九七の五まで以外の区域
上神字西田	上神字下山二 一〇九六の二、一〇九七の三から一〇九七の五まで 上神字西田のうち一一〇〇の一部、一一〇一の二、一一〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上神字下西田一四六の一、一一四七、一一四八の一、一一四九の一、一一五四の一から一一五四の四まで、一一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
上神字下西田	上神字下西田のうち一四六の二、一一四七、一一四八の一、一一四九の一、一一五四の一から一一五四の四まで、一一五五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

上神字下山	上神字下山のうち一一五六の二、一一五六の三、一一六七の三以外の区域
上神字ガウロ	上神字下西田一一五五の一部及びこれと一体をなす国有地 上神字下山一一五六の二の一部、一一五六の三の一部 上神字ガウロのうち一一六九、一一七〇の二の一部、一一七一、一一七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上神字上船	上神字下山一一五六の二の一部、一一六七の三 上神字ガウロ一一六九、一一七〇の二の一部、一一七一、一一七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上神字上船の全域
北面字柿尻	北面字柿尻のうち一二の二の一部、一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北面字稲床一三の二の一部、一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三の三と一体をなす国有地の一部
北面字稲床	北面字柿尻一二の二の一部、一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 北面字稲床のうち一三の二の一部、一三の二の一部、一四の五の一部、一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三の三、一六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 北面字少田九九と一体をなす国有地の一部 北面字岸ノ下一一九の六及びこれと一体をなす国有地 北面字西畑一三二の二から一三三の五まで、一三四の九、一三四の一〇、一三四の一四及びこれらと一体をなす国有地
北面字少田	北面字少田のうち九九と一体をなす国有地の一部以外の区域
北面字桐	北面字稲床一四の五の一部、一五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六の四と一体をなす国有地の一部 北面字少田九九と一体をなす国有地の一部 北面字岸ノ下のうち一一九の二から一一九の四まで、一一九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北面字桐のうち一一二の二から一一二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北面字五反田三一の一、三一の一の二から三一の一の四まで及びこれらと一体をなす国有地
北面字岸ノ下	北面字岸ノ下一一九の二から一一九の四まで及びこれらと一体をなす国有地
北面字西畑	北面字西畑のうち一三二の二から一三二の五まで、一三四の九、一三四の一〇、一三四の一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
北面字五反田	北面字桐一一二の二から一一二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 北面字五反田のうち三一の一の一部、三一の一の二から三一の一の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北面字墓ノ前三一四の二の一部、三一四の二、三一四の三、三三四の二の一部、三三四の二、三三五の二の一部、三三五の二、三三七の二及びこれらと一体をなす国有地
北面字墓ノ前	北面字墓ノ前のうち三一四の二の一部、三一四の二、三一四の三、三三四の二の一部、三三四の二、三三五の二の一部、三三五の二、三三七の二及びこれらと一体をなす国有地

北面字壹反半田	<p>地以外の区域 北面字壹反半田三八七の一部、三八八から三九二まで、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 北面字鳥木三九四の一部、三九五の一の一部、三九五の二、三九五の三、三九六、三九七の二から三九七の四まで、四〇〇の三、四〇一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
北面字鳥木	<p>北面字壹反半田のうち三八七から三九三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 北面字鳥木のうち三九四、三九五の二から三九五の三まで、三九六、三九七の二から三九七の四まで、四〇〇の三、四〇一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
北面字小町	<p>北面字小町のうち四三二の二、四三三、四三四の一、四三八から四四一まで、四四二の一、四四九、四五〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
北面字三反長	<p>北面字壹反半田三八七の一部、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 北面字鳥木三九四の一部、三九五の一の一部 北面字小町四三二の二、四三三、四三四の一、四三八から四四一まで、四四二の一、四四九、四五〇及びこれらと一体をなす国有地の一部 北面字三反長のうち四五八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 北面字松ノ前四五九の一部、四六五の一部及びこれらと一体をなす国有地 北面字居張四六六の一部、四六七、四六八の一部、四七四の一部、四七五、四七六の二、四七六の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
北面字松ノ前	<p>北面字三反長四五八及びこれらと一体をなす国有地の一部 北面字松ノ前のうち四五九の一部、四六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北面字居張四六六の一部、四六八の一部、四六九から四七三まで、四七四の一部、四八二の二、四八三及びこれらと一体をなす国有地一部 北面字上松ノ前の全域 北面字堤下のうち五八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大谷字大寺谷一〇九五の八七、一〇九五の一三から一〇九五の一五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大谷字下野田一二二六の一部、一二二八から一二三〇まで の一部、一二三二及びこれらと一体をなす国有地</p>
北面字居張	<p>北面字居張のうち四六六から四七五まで、四七六の二、四七六の三、四八二の二、四八三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大谷字後口谷	<p>大谷字後口谷のうち一〇〇七の三八、一〇〇七の三九以外の区域</p>
大谷字大寺谷	<p>大谷字大寺谷のうち一〇九五の八七、一〇九五の一二から一〇九五の一五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大谷字野田	<p>大谷字野田のうち一一五九の一、一一五九の二、一一六〇、一一六〇の一、一一六〇の二、一一六一の一、一一六一の二、一一六二の一から一一六二の三まで、一一六三、一一六四の一から一一六四の三まで、一一六六の一、一一六六の二、一一六七の一、一一六七の二、一一六八の一、一一六八の二、一一六七の二、一一七二の二、一一七二の三、一一七二の四、一一七二の五、一一七二の六、一一七三、一一七三の一、一一七四内第一、</p>

大谷字上野田	一一八〇の三〇から一一八〇の三五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大谷字後口谷 大谷字野田一一八〇の三一から一一八〇の三四まで 大谷字上野田のうち二〇七の一部、一二〇七の一の一部、一二〇七の二の一部、一二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大谷字後口谷二〇七の三八、一〇〇七の三九 大谷字野田一一八〇の三一から一一八〇の三四まで 大谷字上野田のうち二〇七の一部、一二〇七の一の一部、一二〇七の二の一部、一二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大谷字下野田	北面字堤下五八〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大谷字大寺谷一〇九五の一、二 大谷字野田一一五九の一、一一五九の二、一一六〇、一一六〇の一、一一六〇の二、一一六一の二、一一六二の二、一一六二の三、一一六三、一一六四の二、一一六四の三、一一六六の一、一一六六の二、一一六七の一、一一六七の二、一一六八の一、一一六八の二、一一六九から一一七一まで、一一七二の一、一一七二の二、一一七二の六、一一七三、一一七三の一、一一七四内第一、一一八〇の三〇、一一八〇の三五及びこれらと一体をなす国有地 大谷字上野田二〇七の一部、一二〇七の一の一部、一二〇七の二の一部、一二〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大谷字下野田のうち一二二六の一部、一二二八から一二三〇までの一部、一二三一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 国府字麻付一一六四から一一六六までの一部、一一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地
国府字麻付	国府字麻付のうち一一六四から一一六六までの一部、一一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

北面字上松ノ前、北面字堤下

鳥取県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取南部（猪子）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十八年九月八日現在の地番による。）
玉津字芋谷下割	玉津字芋谷下割のうち二七三の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
玉津字芋谷中割	玉津字芋谷中割のうち二八六の一部、二八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 玉津字芋谷下割二七三の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 玉津字鷺尾四二三の二三

横枕字谷口	横枕字磨岩	横枕字目谷奥	横枕字中目谷上 ミ分	横枕字中目谷下 モ分	玉津字清水ケ谷	玉津字磯尾	玉津字大谷	玉津字辛谷上割	
横枕字谷口のうち四六五の一部及びこれと一体をなす国有	横枕字磨岩のうち四五九の六と一体をなす国有地の一部以外	横枕字目谷奥のうち八三の一部及びこれと一体をなす国有地以外	横枕字中目谷上ミ分のうち六七の一部及びこれと一体をなす国有地以外	横枕字中目谷下モ分の全域	玉津字清水ケ谷のうち四三八の二以外の区域	玉津字磯尾のうち四二三の二三以外の区域	玉津字大谷のうち二九三の一部、二九五の一部、四三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	玉津字辛谷上割の全域 玉津字辛谷中割二八六の一部、二八六の一及びこれらと一体をなす国有地 玉津字大谷二九三の一部、二九五の一部、四三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	玉津字清水ケ谷四三八の二
猪子字畦田	猪子字畦田のうち三五一の一部、三五一内第一、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外	猪子字向田四一三の一部、四一三の三の一部	猪子字中谷口のうち三三一の一部、三三二次一及びこれらと一体をなす国有地以外	猪子字中谷口四六五の一部及びこれと一体をなす国有地	猪子字下谷口	猪子字河原田下モ分	横枕字目谷東平	猪子字河原田下モ分のうち四の四及びこれと一体をなす国有地以外	地以外の区域 横枕字磨岩四五九の六と一体をなす国有地の一部 猪子字下谷口三一、三二二の一部、三三三の一部及びこれらと一体をなす国有地

猪子字家ノ前	猪子字家ノ前のうち三六三の二の一部、三六三の二、三七四の一部、三七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 猪子字畦田三六二の一部及びこれと一体をなす国有地 猪子字惣谷三七七及びこれと一体をなす国有地 猪子字向田四一三の二の一部、四一三の二、四一三の三の一部、四一四、四一五及びこれらと一体をなす国有地
猪子字惣谷	猪子字惣谷のうち三七七及びこれと一体をなす国有地以外の区域
猪子字坂ノ下下 モ分	猪子字坂ノ下下モ分のうち四一〇から四一二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
猪子字向田	猪子字向田のうち四一三の一から四一三の三まで、四一四、四一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
猪子字芦原	猪子字芦原のうち四三〇の二の一部、四三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 猪子字家ノ前三七五の一部及びこれと一体をなす国有地 猪子字坂ノ下下モ分四一〇から四一二まで及びこれらと一体をなす国有地 猪子字向田四一三の二の一部及びこれと一体をなす国有地 猪子字坂ノ下上分四三二、四三三の二の一部、四三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
猪子字奥田下分	猪子字奥田下分のうち四四四から四四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 猪子字芦原四三〇の二の一部、四三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 猪子字坂ノ下上分四三二の二の一部、四三三の二の一部、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地

猪子字奥田中分	猪子字奥田中分四四七の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
猪子字奥田上分	猪子字奥田中分のうち四四七の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 猪子字奥田下分四四四から四四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 猪子字奥田上分四六九の二、四七一の二の一部、四七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
廃止する字の名称	猪子字坂ノ下上分

鳥取県告示第二百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明治（細見）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年十月三日現在の地番による。）
細見字横縄手	細見字横縄手の全域 細見字西浦一四の一部、一四の六の一部
細見字西浦	細見字西浦のうち一四の一部、一四の六の一部、二二の一部、二三の五、二三の五、二三次一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
細見字橋ヶ谷口	細見字橋ヶ谷口のうち四二の六及び四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 細見字西浦二二の一部、二三の一部、二三の五、二三次一及びこれらと一体をなす国有地の一部 細見字村ノ下モ七一の二と一体をなす国有地の一部
細見字村ノ下モ	細見字村ノ下モのうち六五、六六、七一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 細見字橋ヶ谷口四二の六及び四〇と一体をなす国有地の一部 細見字弥助谷八〇一の二
細見字口村土居	細見字口村土居の全域 細見字村ノ下モ六五、六六と一体をなす国有地の一部 細見字式反田一五七の一部、一五八の一部、一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
細見字式反田	細見字式反田のうち一五七の一部、一五八の一部、一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 細見字葉ガ谷一八一、一八一の一から一八一の四までの一部、一八二の七の一部、一八二の八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

細見字葉ガ谷	細見字葉ガ谷のうち一八一、一八一の一から一八一の四までの一部、一八二の七の一部、一八二の八の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 細見字鑄物師谷一九〇の三の一部、一九二次一の一部及び一九〇の三、一九〇次二、一九二次一と一体をなす国有地の一部 細見字原一九三の一部、二〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
細見字鑄物師谷	細見字鑄物師谷のうち一九〇の三の一部、一九二次一の一部及び一九〇の三、一九〇次二、一九二次一と一体をなす国有地の一部以外の区域
細見字原	細見字原のうち一九三の一部、二〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 細見字葉ガ谷一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地
細見字弥助谷	細見字弥助谷のうち八〇一の二以外の区域

鳥取県告示第百三十一号

昭和五十九年二月十六日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区から申請のあつた徳長地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年三月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十二号

昭和五十九年二月六日付けで淀江町から申請のあつた宝ヶ瀬地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年三月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十三号

昭和五十九年二月十五日付けで関金町から申請のあつた大河原地区第三工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年三月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十四号

昭和五十九年二月二十七日付けで溝口町から申請のあつた二部地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年三月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る四王寺地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る鳥取南部（猪子）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る明治（細見）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条2項の規定により実施した昭和58年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和59年3月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一級技能検定合格者

冷凍空気調和機器施工

福田 健
和哉

平本とし子 安東 綾子 中村 龍也

木工機械整備 清水 忠司 小林 克己

配管 宿坂 義輝 富盛 秀夫

赤井 正 塚田 弘志

紳士服製造 岩田 輝美 大塚 晴康

谷本 則博 谷本 則博 諸道 春夫

建築大工 藤光 計昌 矢田貝儀夫 田中 毅

恩田 和久 大角 寛晃 棚田 心一

片山 賢一 篠田 昭廣 宅野 重忠

山下 秀明 川西 数見 名子平 弘

武部 敏昌 荒島 新治 広谷 浩

生本 正春 生本 正春 荒島 新治

鉄筋組立て 長浦 伸哉 池本 勘二

井上 廣 築谷 鉄郎

野口 忠男 野口 忠男 新井 良儀

防水施工 千葉 始 乗本 誠

農業機械整備 和哉

内田 勝

矢倉 清美

義徳 武 輝雄 重彦 貞男

山内 松浦 伊藤 土橋 永井 貞男

山内 松浦 伊藤 土橋 永井 貞男

山内 松浦 伊藤 土橋 永井 貞男

倉持 仁志 池田 和行 渡辺 昌甫
 建具製作

八木田隆幸 長谷川一幸 大床 嘉則 中林 正幸
 佐々木 裕 大石 一美 小谷 昇 谷口 繁喜

中村 一仁 西田 幸弘
 かわらぶき

紙原 和秋 細貝 元一 西之原弘治 永島 邦夫
 福本 進

型枠施工
 中原 正博 武本 英夫 前田 憲秀 谷 幹雄
 西田 友則 小林 勝義

カラ又施工
 山崎 利男

塗装
 杉森 茂雄 吉川 利雄 平福 博行 広瀬 清美
 瀧本 紀夫 田脇 誠行 西垣 武重 山本 稔

西本 勝美 松本 安行 土橋 弘美 田賀 信明
 岸本 昌和 中村 正 雲津 晴美 山根 敏

西田 武司 小林 正 伊藤 進 吉川 五郎
 山口 清美 竹本 伸正 光波 正秋 鈴木 秀人

加藤 英臣 中江 中 渡 定義 高住 保利
 川上 義人 足立 義秋 足立 浩司 清水 友良

単一等級技能検定合格者

浴槽設備施工

福田 純宏 船越 昭 瀬田 亘孝
 二級技能検定合格者

冷凍空調和機器施工
 米沢 彰 每野 和夫 田岡 秀美 木澤 幹人
 古村 安弘 田中 修二

和裁
 佐武紀代美 石脇 和恵 横山 敏江 木下さと美
 高橋 明代 澤 孝子 平尾 敦恵

木工機械整備
 辨田 幹夫 稲嶋 敏彦 池田 勝広 角原 浩二
 森下 義則 秋吉 研三

配管
 岡本 修 市谷 周平 森本 啓司 奥村 正己
 倉光 英喜 山崎 智 高濱 大助 宅佐美寿博

石橋 淳 高見 邦夫 野坂 修 山本 光徳
 藤井 克裕 藤井 光治 山根 一昭 岩崎 明正

乗本 昇 岩本 孝美 池田 武司 滝山 直延
 依本 光政

紳士服製造
 船越 良文 竹内 茂 平尾 宣夫 竹森 武
 今嶋 正英 奥平 正広 中川 順祐

洋菓子製造
 米井 寿男 小林 公雄 矢部 保 橋本 勇二
 中川 保

建築大工

高瀬 悟	谷口 弘	山根 隆司	篠原 英喜
西古 竹男	木美 正幸	突出 始	中村 祐之
谷 弘友	丸山 正夫	津川 孝篤	藤原 秀樹
涌嶋 和明	谷本 哲男	伊藤 文男	矢田貝 修
鉄筋組立て			
森脇 潔	森本 伸二	勝原 政彦	野々村哲司
防水施工			
株本 寿博			
機械製図			
尾崎 聡	岡 靖真	塚田 健人	垣田 亘
さく井			
肥田 愛雄	山田 豊胤	坂本 光明	松本 賢造
山本 雅之	小豆沢 晨	阪口 祐幸	岩田 敦雄
嶋田 雅明			
農業機械整備			
中瀬 定光	吉田 久夫	足井 秀二	中尾 修
田中 寿	伊木 雅裕	猪口 純一	
建具製作			
中村 俊	入江 久寿	谷口 守	小川 明
小林 美輝	岩浅 啓介	平野 克己	森岡 範俊
山根 昭雄			
かわらぶき			
加藤 惣市	山本 展史	山本 和弘	松本二三男

加藤 仁

ガラス施工
石崎 均三
塗装
坪田 共生
中村 保則
秋吉 清一
山口 和男